

町民意見公募手続実施結果

案 件 名	第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画の策定について	提出意見に対する担当部局等の検討経過	
担 当 部 局	八雲町住民生活課	担当部局検討結果(案)の作成	令和7年2月7日～令和7年2月28日
意見募集期間	令和7年1月6日～令和7年2月6日	関係部局検討結果(案)の協議	令和 年 月 日
公表年月日	令和7年3月17日	※関係部局	
意見提出者数	1件	町長決裁にて検討結果の決定	令和7年3月13日

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
1	<p>① 第4章計画の基本多岐な考え方 48ページ 2基本方針—基本方針1後段 ～輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い「子どもにとっての幸せ」と「<u>子ども自身の発想による体験を通して心と体を育む</u>」を考えた環境づくりを推進します。</p> <p>② 第6章子ども・子育て支援関連施策 1地域における子育ての支援 放課後の居場所づくり 80ページ わくわく教室・放課後児童クラブ等に地域の子ども会も加え、子ども会を支援する地域子ども会の支援と関係強化を図る。 上記2点の理由 各町内に存在した子ども会は、少子化とともに減少傾向にある。子ども会は、子ども（幼時から高校生程度）とそれを指導や見守りをする保護者を含む地域の大人によって構成される集団と定義されている。地域の中で異年齢・異世代で活動することで地域振興にも寄与すると考えられている。また、子どもの居場所としても国の子ども大綱の第3子ども施策に関する重要事項（一部抜粋）2ライフステージ別の重要事項 （2）学童・思春期（居場所づくり）すでに多くの子ども・若者の居場所となっている児童館・子ども会、子ども食堂・・・子ども・若者に</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。以下のとおり回答いたします。</p> <p>① 基本方針1については、「子どもにとっての幸せ」を守る町を、最終目的として掲げております。子ども自身の意見を取り入れることに際しては、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、年齢や発達 の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられているところです。ご意見のあった記載内容については、「<u>子ども自身の発想による体験を通して心と体を育む</u>」ことによって『「子どもにとっての幸せ」を守る町』を作ることができる『手段』と考えられますので、『<u>～子ども自身の発想を取り入れながら、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを推進します。</u>』と文言を修正し、内容を追記させていただきます。</p> <p>②③④ 地域の子どもの会の記載の追記につきましては、79ページ「1地域における子育ての支援」における、「自主組織の活動支援」の記載を「八雲子育てサポート「たっち」やスポーツ少年団、<u>地域における子ども会等</u>の町民による自主組織の活動を促進します。」と追記させていただきます。また、「放課後の居場所づくり」の中には、「休日、学校の長期休暇時の居場所」の意味も含んだものとなっております。わかりにくい文言であったため、「<u>放課後等</u>の居場所づくり」と修正いたします。</p>	A

<p>とってより良い居場所となるよう取り組む。第4-1子ども・若者の社会参画・意見反映(6)若者が主体となって活動する団体の活動を推進する環境整備—地域における子どもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会・・・子供の意見表明支援や子どもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携強化とあることから上記の2点を私の意見とします。</p> <p>③ 「放課後の居場所づくりについて」にも放課後のみならず休日、学校の長期休暇時の居場所として追記もお願いします。</p> <p>④ どの項目に属するかわかりませんが、見守り活動をする民間、行政職問わず支援者・指導者教育の取り組み。特に民間団体では、安全教育などが十分と言える状況にないと思います。この点もぜひ取り入れていただきたい。</p>	<p>なお、その団体内での支援者や指導者等の教育の取り組みについては、明記はしておりませんが、活動の支援の中に含まれているという認識でご理解をお願いいたします。</p>	
---	--	--

○意見反映状況の表記

- A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの  
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)